

農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業 質問書に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	質問・意見事項	回答	回答日
1	募集要項	28	第6章 応募時の提出書類	1. 応募申込書類における、書類No.6 法人登記簿謄本やNo.7役員名簿について、6月以降に役員など内容が変わるため、いったん更新前ものを提出し、後日、差し替えをすることは可能でしょうか。	個別対話への参加を希望されるなど、早期に応募申込をする必要がある場合は、申込時点のものを提出していただき、役員等の変更後、速やかに再提出してください。	4月17日
2	募集要項	28	第6章 応募時の提出書類	1. 応募申込書類における、書類No.10決算報告書について、直近3ヶ年は、令和6～4年度分でもよろしいですか。	個別対話への参加を希望されるなど、早期に応募申込をする必要がある場合は、令和4～6年度分の申込時点での直近3ヶ年の決算報告書を提出してください。ただし、応募申込期限の令和8年7月3日までに、令和7年度分が提出可能でしたら、様式9を令和5～7年度分で修正したものと併せて、速やかに再提出してください。	4月17日
3	募集要項	19	第4章 応募者の構成・資格要件	3.資格要件(3)設計業務を担当する企業の参加資格要件において、ウ、公園の設計業務の管理技術者および照査技術者となる者が、技術士かつRCCM（造園）の資格を有すること、となっているが、RCCMの上位資格である技術士の資格を有していれば、RCCMの資格がなくても、資格要件は満たされると思いますが、いかがでしょうか。	『ウ 公園の設計業務の管理技術者及び照査技術者となる者が、技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）」若しくは「建設部門（都市及び地方計画）」、 <u>または</u> R C C M（造園）の資格を有すること。』に募集要項を訂正いたします。 ※下線部が訂正部分	4月17日
4	募集要項	21	第4章 応募者の構成・資格要件	3.資格要件(5)工事監理業務を担当する企業の参加資格要件において、ウ 公園の工事監理業務の工事監理者となる者が、技術士かつR C C M（造園）の資格を有すること、となっているが、RCCMの上位資格である技術士の資格を有していれば、RCCMの資格がなくても、資格要件は満たされると思いますが、いかがでしょうか。	『ウ 公園の工事監理業務の工事監理者となる者が、技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）」若しくは「建設部門（都市及び地方計画）」、 <u>または</u> R C C M（造園）の資格を有すること。』に募集要項を訂正いたします。 ※下線部が訂正部分	4月17日

農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業 質問書に対する回答

5	募集要項	19	<p>第4章 応募者の構成・資格要件 3.資格要件 (3)設計を担当する企業の資格要件</p>	<p>ウ、公園の設計業務の管理技術者および照査技術者となる者が、技術士かつRCCM（造園）の資格を有すること、となっているが、RCCMの上位資格であり、同分野の技術士の資格を有していれば、RCCMの資格がなくても、技術的に問題ないと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>ほとんどの共通仕様書では、管理技術者と照査技術者について「技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM 又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」とされています。また建設コンサルタントの登録に必要な技術管理者は、各部門で技術士（必須）を原則とし、常勤かつ専任（他業種兼任不可）であることが要件です。技術士不在時に限り、30年以上の実務経験やRCCM+5年以上の経験などに基づく「国土交通大臣の認定」を受けた者も技術管理者になれるとあります。</p> <p>建設コンサルタント登録規程（国土交通省規定） 第二条及び別表</p>	No.3の回答に同じ。	4月17日
6	募集要項	21	<p>第4章 応募者の構成・資格要件 3.資格要件 (5)工事監理業務を担当する企業の資格要件</p>	<p>ウ、公園の設計業務の管理技術者および照査技術者となる者が、技術士かつRCCM（造園）の資格を有すること、となっているが、RCCMの上位資格であり、同分野の技術士の資格を有していれば、RCCMの資格がなくても、技術的に問題ないと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>ほとんどの共通仕様書では、管理技術者と照査技術者について「技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM 又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」とされています。また建設コンサルタントの登録に必要な技術管理者は、各部門で技術士（必須）を原則とし、常勤かつ専任（他業種兼任不可）であることが要件です。技術士不在時に限り、30年以上の実務経験やRCCM+5年以上の経験などに基づく「国土交通大臣の認定」を受けた者も技術管理者になれるとあります。</p> <p>建設コンサルタント登録規程（国土交通省規定） 第二条及び別表</p>	No.4の回答に同じ。	4月17日